

国民健康保険料におけるいわゆる「A軽減」の廃止について

いわゆる「A軽減」は平成30年3月31日をもって廃止する
 現状、医療分所得割の60%軽減を、平成30年3月31日をもって廃止とする。ただし、経過措置として、平成29年度は「医療分所得割の30%を軽減」する経過措置を設ける

I 「A軽減」とは

市民税の所得割が課税されていない世帯(=非課税または均等割のみ)について、医療分所得割額の60%を軽減するもの

(参考～28年度保険料の組立て～)

	医 療 分	後期高齢者支援金分	介 護 納 付 金 分	
所得割	算定所得×10.49%	算定所得×3.03%	算定所得×2.73%	
均等割	被保険者数×30,700円	被保険者数×8,900円	被保険者数×10,000円	
平等割	24,500円	7,200円	5,500円	
賦課 限度額	市	15万円	12万円	計 77万円
	国	19万円	16万円	

この部分が軽減される

← この部分は40歳以上65歳未満の者のみ賦課 →

II 「A軽減」を設けた背景

- 1 昭和56年度までの保険料算定は「所得割方式」を採用
 「所得割方式」…市民税所得割額(=市民税課税標準額×税率)×保険料率
- 2 昭和57年度からの保険料算定は「旧ただし書方式」を採用
 「旧ただし書方式」…総所得金額等から33万円を控除した額×保険料率

※「旧ただし書方式」に変更した結果、「所得割方式」に比べて大幅な負担増となる世帯に対する経過措置として、「A軽減」などの軽減制度を設けた

III その後の経緯

- 昭和57年度…旧ただし書方式に移行、A軽減、B軽減及びC軽減の各制度を設ける
- 昭和58年度…B軽減及びC軽減廃止
- 平成3年度… A軽減の根拠を条例に規定(根拠がなかったことにつき国・府から指導あり)
 (制度、運営については現在に至る)

IV A軽減の問題点(=廃止とすべき理由)

- 1 当該軽減はあくまで経過措置。30年以上経過し、今やその存続意義が失われている
- 2 法改正(H3.4.1)によって、保険料の賦課基準は政令の基準に従い、条例で定めることとなり、市が新たに独自軽減規定を設けることはできなくなったが、経過措置によって「当分の間有効」であるものにすぎない(法的正当性に疑義)
- 3 この間、低所得者に対する保険料軽減措置(保険基盤安定制度)は順次拡充されている
- 4 平成30年度からの国保事業広域化において、府に対して事業費納付金を納付すること、そのために府が標準保険料率を示すことになっているが、本市独自の軽減が残ったままであると、標準保険料率を大きく上回る保険料率設定を行わざるを得ず、却って、所得の多寡を問わず、被保険者全体に影響が及ぶことになる

※今後、府と市町村で府内統一の減免・軽減のルールづくりを行うことになっている